

西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅重度身体障害者（以下「障害者」という。）が日常生活を行うための自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成することにより障害者の生活の利便性を高め、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。

(対象者)

第3条 この要綱により、障害者自動車ガソリン費用の助成を受けることができる者は、次の各号に該当する障害者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として記録されている者。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する普通自動車、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動車等」といい、自家用に限る。）を所有又は使用する者又は運転する者で、運転する者の自動車等は同一世帯の所有又は使用に限る。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢・体幹で1種1級又は1種2級、又はじん臓・心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害で1種1級に該当する者。
- (4) 西宮市初乗制福祉タクシー派遣事業又は西宮市福祉タクシー派遣事業の登録者でないこと。

(助成額等)

第4条 助成の額は、1箇月につき、1,000円とする。ただし、自動二輪車及び原動機付自転車についてはその半額とする。

2 前項の助成の額は、第6条に規定する決定を行ったものは、申請受付の翌月から支給するものとする。

(認定の申請)

第5条 助成を受けようとするときは、身体障害者手帳・自動車運転免許証及び車検証又は登録票を添えて在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成申請書（様式第1号）を実施主体に提出して、受給資格の認定を受けなければならない。

(決定の通知)

第6条 実施主体は、前条の申請書を受理したときは、速やかに資格要件を審査し、受給資格の要否が決定された者に対して、決定通知書（様式第2号）又は却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(受給資格の発生)

第7条 受給資格は、前条に規定する決定通知書の年月日から発生するものとする。

(助成額の請求)

第8条 受給資格者は、毎年9月及び3月に、自動車等を使用していることが確認できる書類を添え、在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成請求書（様式第4号）により実施主体に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が死亡した場合で未請求分があるときは、当該受給資格者と生計を同一にしていた配偶者又は扶養義務者（以下「請求資格者」という。）は、当該未請求分を請求することができる。

3 第1項及び第2項の規定に基づき、受給資格者、又は請求資格者は、各期の属する会計年度中に請求を行わなければならない。

（助成額の支払い）

第9条 実施主体は、受給資格者又は請求資格者から請求があったときは、内容を審査し、速やかに支払うものとする。

（受給資格の消滅）

第10条 受給資格は、受給資格者が次の各号の一に該当したときは消滅するものとする。

- （1）本市に住所を有しなくなったとき
- （2）自動車等の所有者又は使用者でなくなったとき
- （3）運転する自動車等の所有者又は使用者が同一世帯でなくなったとき
- （4）障害程度の変更により対象者でなくなったとき
- （5）死亡したとき
- （6）前各号のほか、ガソリン費用を助成する必要がないと実施主体が認めたとき

（助成額の返還）

第11条 実施主体は、受給資格者が偽り、その他不正の手段により助成を受けたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（届出義務）

第12条 受給資格者は、次の各号の一に該当するときは、在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成受給資格変更（消滅）届（様式第5号）を実施主体に提出しなければならない。

10条の規定により受給資格を消滅したとき

- （1）市内住所変更をしたとき
- （2）氏名等を変更したとき
- （3）所有又は使用自動車等を変更したとき
- （4）運転する自動車等を変更したとき

（調査）

第13条 実施主体は、必要があると認めたときは受給資格者に対し質問又は調査をすることができる。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年9月1日から実施し、4月1日から適用する。
- 2 第7条に規定する受給資格は、昭和58年度に限り、4月1日から発生したものとみなす。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 1 年 10 月 1 日から実施する。